

## 「最低制限価格」「調査基準価格」の算出過程における金額の取扱いについて

最低制限価格・調査基準価格を算定する際に用いる「最低制限価格の算定に係る参考調書（別記様式1～1-7）」及び「調査基準価格の算定に係る参考調書（様式1～1-7）」において、算出過程の金額を下記のとおり取扱うこととします。

なお、この取扱いは、平成26年4月1日以降に告示する案件から適用します。

### 基本的な考え方

直接工事費・現場管理費・直接人件費・直接経費・その他原価等を算出する過程において、各費目の金額は1円単位で計算します。

### 具体的な取扱い

#### ◇ 別記様式1・様式1

中段、点線枠内の直接工事費・現場管理費の算出は次のとおり

※土木工種、下水道工種、舗装工種、造園工種及び鉄骨・橋梁工種以外の工種の場合

直接工事費〔千円未満切捨て〕＝直接工事費〔1円単位〕－（直接工事費〔1円単位〕×0.1）

現場管理費〔千円未満切捨て〕＝現場管理費〔1円単位〕＋（直接工事費〔1円単位〕×0.1）

※昇降機設備工事の場合

直接工事費〔千円未満切捨て〕＝直接工事費〔1円単位〕－（直接工事費〔1円単位〕×0.2）

現場管理費〔千円未満切捨て〕＝現場管理費〔1円単位〕＋（直接工事費〔1円単位〕×0.2）

注意）下線の計算結果は円未満切捨て

#### ◇ 別記様式1－3(1)・様式1－3(1)

直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等の業務委託費の構成は『設計業務等積算基準(146頁)第1章第1節1-2業務委託費』をご覧ください。

##### ① 直接経費の算出

設計図書のaからeに掲げる経費を1円単位で合算した額(A)を千円未満切捨てた額

- |                     |               |             |
|---------------------|---------------|-------------|
| a) 事務用品費            | b) 旅費交通費      | c) 電子成果品作成費 |
| d) 電子計算機使用料及び機械器具損料 | e) 特許使用料、製図費等 |             |

##### ② その他原価の算出

設計図書の直接経費から①の(A)の額を1円単位で減じ、その額に間接原価を1円単位で加算した額を千円未満切捨てた額

#### ◇ 別記様式1－4・様式1－4

中段※の直接調査費の算出は次のとおり

※直接調査費〔千円未満切捨て〕＝直接調査費〔1円単位〕＋直接経費(一般調査)〔1円単位〕

詳しくは、札幌市財政局工事管理室（電話011-211-2462）にお問い合わせください。